

伊丹防火安全協会危険物部会細則

制定 平成 3 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、伊丹防火安全協会（以下「協会」という。）の会則第 2 0 条及び第 2 7 条の規定に基づき危険物部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(部会)

第 2 条 部会の職務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 危険物の安全管理の普及に関すること。
- (2) 危険物規制事務の連絡に関すること。
- (3) 部会員相互の密接な連絡に関すること。
- (4) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会との連絡調整及び表彰等に関すること。

(構成)

第 3 条 部会は、協会会員で、危険物関係法令の適用を受ける製造所、貯蔵所、取扱所の所在する事業所をもって構成する。

(部会役員の種類及び定数)

第 4 条 部会に、次の部会役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 1 名

(部会役員の選任及び任務)

第 5 条 部会長、副部会長の選出は、部会員の推薦に基づき、協会長がそれぞれ役員を委嘱する。ただし、部会長は協会副会長又は常任理事から、副部会長は協会常任理事又は理事から推薦するものとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し部務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(任期)

第 6 条 部会役員の任期は、協会会則第 1 1 条を準用する。

(報告)

第7条 部会の審議及び決議事項については、部会長が協会役員会にて報告するものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。